

今後の内閣府本府政策評価の進め方（案）について

1. これまでの検討状況等

(1) 内閣府本府政策評価基本計画・平成 23 年度実施計画

- 第 13 回有識者懇談会（平成 23 年 3 月 15 日）において、
 - ・平成 23 年度から平成 25 年度までの 3 年間を計画期間とする基本計画（案）
 - ・平成 23 年度実施計画（案）をご検討いただくことを予定していたが、3 月 11 日の震災のため中止。委員から書面でご意見をいただいた。
- 基本計画については、第 12 回有識者懇談会（平成 22 年 12 月 24 日）においてご了解いただいていた素案をもとに、4 月 1 日付で決定（参考資料 3・4）。
- 平成 23 年度実施計画については、複数の委員から「震災の影響を踏まえ計画案を見直すべき」といったご指摘があったこと、補正予算等の全容が判明していないこと、後述の事前分析表と重複すること等から、現時点では未決定。

(2) 総務省行政評価局長通知（平成 23 年 4 月 27 日）

- 総務省行政評価局長から各府省官房長等に対し、「平成 23 年度における政策評価の実施について」とする通知（参考資料 5、以下「局長通知」という。）が発出された。
- 局長通知においては、震災対応に支障がないよう適切に対応することが要請されるとともに、「目標管理型の政策評価」の改善方策について、平成 23 年度において試行的取組として行うこととされた。

【試行的取組の内容】

① 評価の前提となる事前分析の実施

- ・ 目標等の設定段階における事前分析の充実と一貫性・統一性の確保のため、評価対象の施策レベルの政策ごとに事前分析表を作成。
- ・ 事前分析表では、局長通知別紙 1 の様式を基本として、
 - 施策の達成すべき目標
 - 測定指標、目標値、測定指標の選定理由、目標値の選定根拠
 - 達成手段、目標、達成すべき目標への寄与の内容 等を記載。
- ・ 平成 23 年度実施施策に係る事前分析表は、遅くとも平成 23 年 11 月中を目途に作成した上で、原則として公表し、総務省行政評価局に送付。

②標準様式の導入による評価書の簡素合理化、統一性・一覧性確保等

- ・ 各府省間の統一性、政府全体の一覧性の確保を図るとともに重要な情報に焦点を絞って提示するため、局長通知別紙 2 の統一的な標準様式を導入。
- ・ 標準様式では、
 - 施策の達成すべき目標
 - 予算額、執行額等
 - 測定指標（目標年度、年度ごとの目標値等）
 - 目標の達成状況、目標期間終了時点の総括 等を記載。
- ・ 標準様式の適用対象は平成 22 年度実施施策に係る目標管理型の政策評価。

※ 内閣府では従来実施計画において測定指標を記載。事前分析表の導入により、測定指標は事前分析表で記載することになる。平成 22 年度実施施策については事前分析表がないため、既に決定している平成 22 年度実施計画等における測定指標等を用いて評価。

- ・ 評価書は原則として 8 月末を目途に作成、公表し、総務省行政評価局に送付。

③政策評価と行政事業レビューとの連携の確保

- ・ 政策評価の実施に当たって、行政事業レビューの情報を適切に活用。
 - ・ 局長通知別紙 3 を参考に、政策評価対象施策と行政事業レビューの対象事業との対応関係を整理するなどにより、政策評価と行政事業レビューとの整合性に留意
- 平成 24 年度以降の取組については、平成 23 年度の試行的取組の実施状況、各行政機関の意見、政策評価分科会における議論等を踏まえ、検討することとされた。

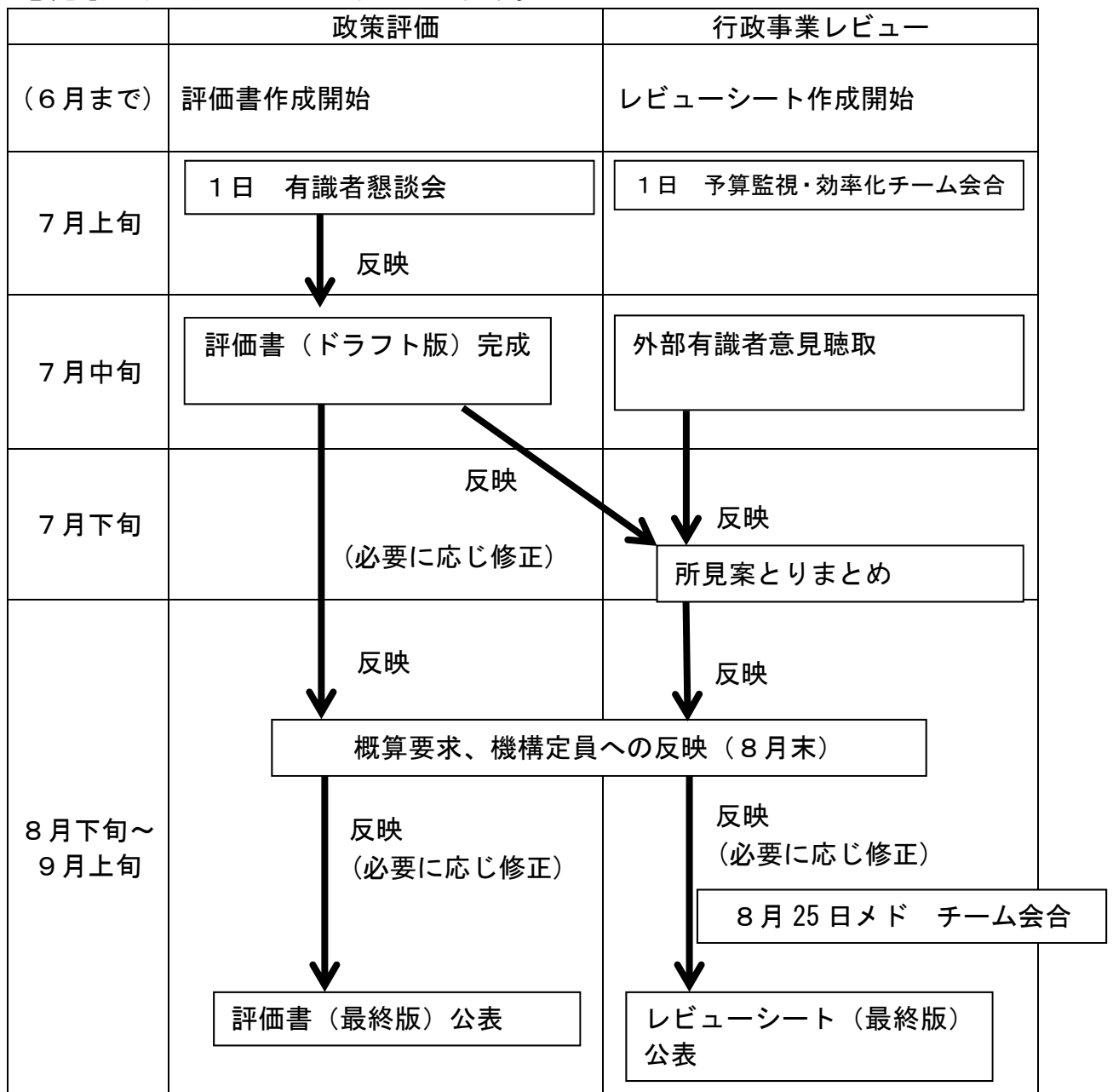
(3) 行政事業レビュー

- 3 月 2 日の行政刷新会議において、平成 23 年における行政事業レビューについて統一的ルール等を決定。(参考資料 6-1)
「各府省は、政策体系における事業の位置付けを踏まえて事業単位の整理や点検を行うなど、政策評価との関連性に留意しながらレビューを行う」こととされた。
- 4 月 7 日の行政刷新会議において、東日本大震災への対応に政府一丸となって取り組んでいる現状にかんがみ、平成 23 年における行政事業レビューについて、行動計画の作成、公開プロセスの実施及び行政事業レビューシートの中間公表を要しないこと等を決定。(参考資料 6-2)
- 6 月 1 日の行政刷新会議において、平成 23 年において、行動計画の作成等を除く行政事業レビューの取組を行うことを決定。(参考資料 6-3)
- 今後毎年行政事業レビューを実施することを閣議決定。(参考資料 6-4)

2. 上記の状況等を踏まえた今後の進め方（案）

(1) 平成 22 年度実施施策に係る評価

- 平成 22 年度内閣府本府政策評価実施計画（参考資料 7）における測定指標等に基づき評価。
- 局長通知で示された標準様式を使用。必要に応じて補足資料を添付。
- 行政事業レビューとの連携に留意。
- 想定されるスケジュールは以下のとおり。



(2) 平成 23 年度実施施策に係る評価（資料 1 - 2）

- 平成 23 年 9 ~ 11 月に事前分析表を作成
 - ・ 局長通知で示された標準様式を使用。必要に応じて補足資料を添付。
 - ・ 対象施策は補正予算等の状況に応じ判断。
 - ・ 測定指標・目標値の設定に際し、平成 22 年度事後評価の結果等を反映。

その後、補正予算の追加等の状況に応じ追加・修正を検討

- 平成 23 年度内に実施計画を決定（従来の実施計画の本文に事前分析表を添付することを想定）。
- 平成 24 年度に入り次第、実施計画に基づき事後評価を実施し、8 月末を目途に公表。

(3) 平成 24 年度実施施策に係る評価

※ 現時点での想定（局長通知では、「平成 24 年度以降の取組については、23 年度の試行的取組の実施状況、各行政機関の意見、政策評価分科会における議論等を踏まえ、検討する」とされており、変更がありうる。）

- 平成 24 年度本予算成立後、事前分析表を添付した実施計画を決定。
- 実施計画は補正予算の追加等の状況に応じ適時改正。
- 平成 25 年度に入り次第、事後評価に着手し、8 月末を目途に公表。

(4) 要検討事項

平成 22 年度の震災対応について、評価にどう反映したらよいか。